

「基本方針」はまだ未協議なのです 公設公営学童保育の実施までに、実態から見 て不十分な点は改善する内容にしてください

「非常勤一般職の規則」が改定されました

12月1日付けで、「一般職の非常勤の任用、勤務条件等に関する規則」（以下「規則」という）の一部が改定されました。

●任用について「選考によりおこなうものとする」から「競争試験又は選考によりおこなうものとする」という規定に改めたことです。

私たちが、「競争試験」と「選考」はちがう意味であり、そのことが明記されない「規則」（当時）では「競争試験」は実施できないと指摘してきたことを事実上認められたものです。

●「5年有期雇用」の条文を削除したことです。

私たちが、学童保育指導員は子どもの生活を支えるという専門的な職であり、経験は不可欠であるのに、5年以上勤められない規定はおかしいと指摘し続けてきましたが、市側もその点は認め、今回の改定につながったと思われます。



これまで私たちの指摘した点が、事実上認められたことに

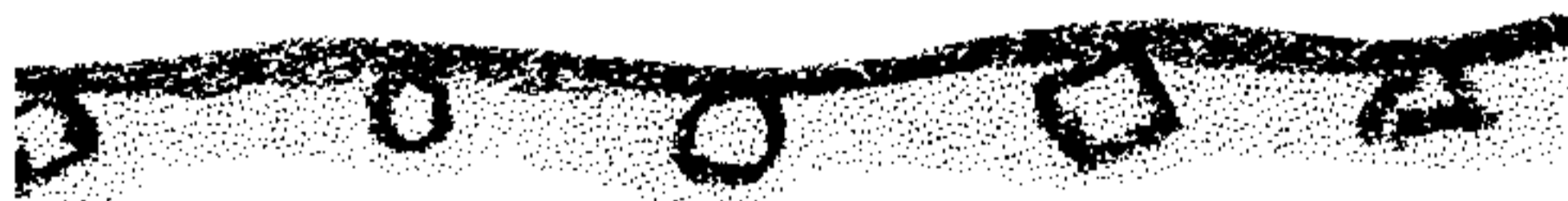
●「規則」の改定は、公設公営の学童保育の方針を示した「基本方針」（本年6月に示された公設公営化に向けた市の基本方針）に実状が合わない部分があり、すでに部分的変更をせざるを得なかったことを示すものです。まして、「基本方針」は条例でも規則でもありません。

したがって、学童保育の公設公営化に向けた今日の段階であっても「基本方針」を絶対的なものにするのではなく、「規則」を一部改定したように、実施までに不十分な点は変更すべきです。

●「5年有期雇用」が撤廃されたということは、非常勤職の中に経験を重んじる任用形態を取り入れたということです。したがって、報酬体系もそれにみあって、経験を加味した制度をつくる必要があります。そうでなければ、せっかくの経験重視も絵に描いた餅になってしまうでしょう。それどころか、経験は重んずるが報酬は上げないというのでは、あまりに市に都合の良い任用形態になってしまうでしょう。

今回の「規則」改定にみられるように、市長の裁量で変更は可能です。また「規則」第14条「補則」に「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任免権者が定める」との規定があります。

こうした点からからも、「非常勤一般職」という身分の中で、経験を加味した報酬体系をつくることは無理のないことです。



12月議会での市長答弁に大きな期待が

12月議会での審議で市長は「（船橋市学童保育連絡協議会の提出した103053万名の署名を）重く受けとめている」「（指導員の）報酬等については、私どもの立場もあるがそれらを勘案して、私自身のふくみを持っているので、努力をさせていただきたい」という主旨の答弁をしました。

公設公営の学童保育が市民に支持され、「船橋に立派な学童保育の制度ができた」と喜ばれるような制度を作り上げていくことが、10万を越える署名を寄せてくれた船橋市民と学童保育に注目してる人の期待に応える道ではないでしょうか。

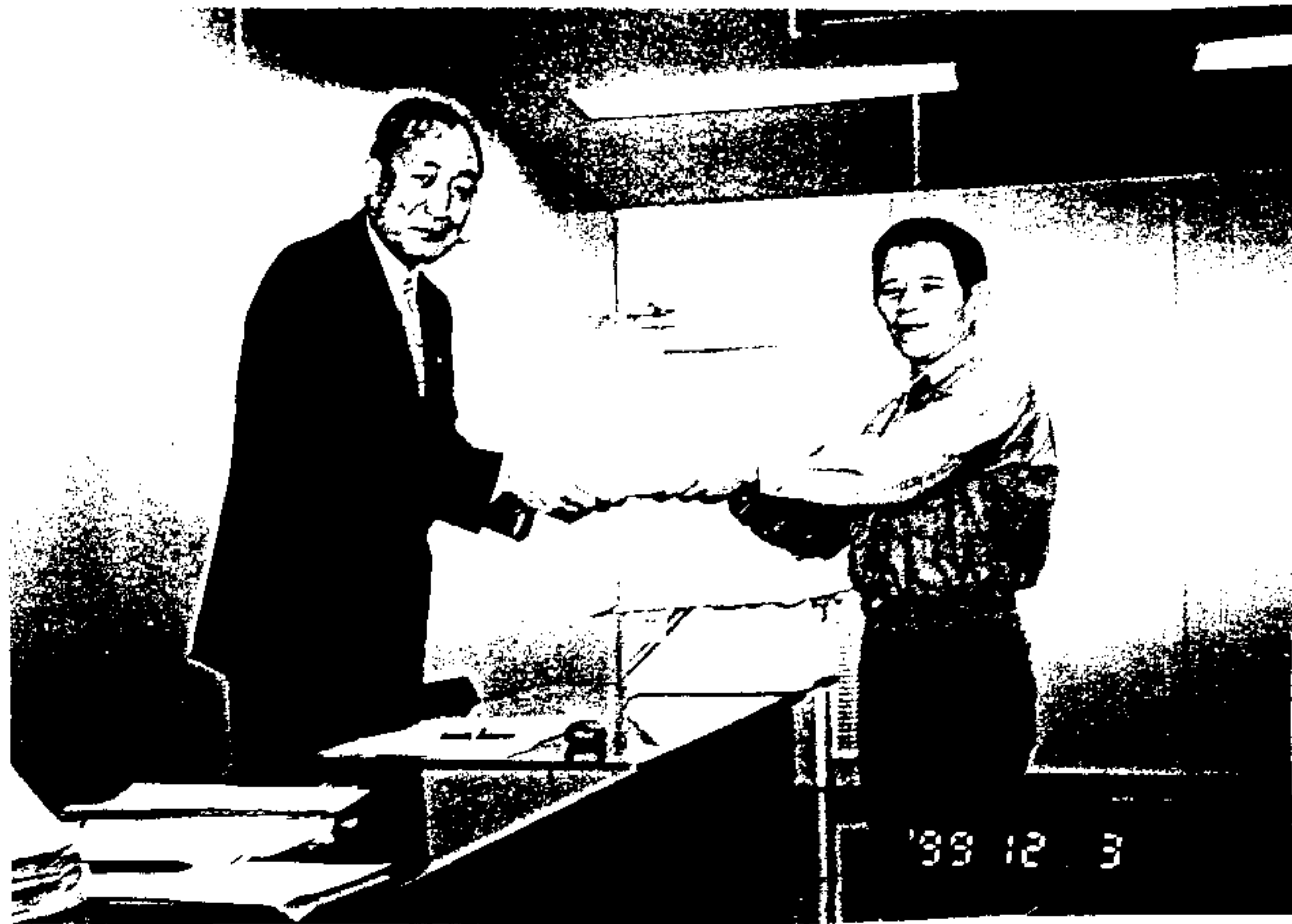
船橋市学童保育指導員労働組合

1999年12月9日 NO.14

11月17日 第1次 73,412名分 署名提出と合わせて

藤代市長に10万3053名分の署名を提出！

12月3日午前10時～10時35分まで、市役所6階の会議室において、船橋市学童保育連絡協議会（略称市連協）は父母と指導員約90名が出席のもと、藤代孝七船橋市長に「公設公営の名にふさわしい学童保育の整備・拡充をはかり、現指導員が引き続き働けることを求める署名」の陳情を行ないました。新たに集められた3万余りの署名が積み上げられ、11月17日に提出した第一次分と合わせて、これまでの合計で10万3035名分になったことが報告されました。10万を超える署名は船橋市政上、最近ではなかった数であり、市民の大きな関心が示されたものとして注目されるものです。



市連協は、議会開会中の多忙な中で市長自らが出席して陳情への対応を行なってくれたことに感謝しつつ次の点を説明しました。

①公設公営の学童保育は「福祉的観点を取り入れると共に、新方式の移行により事業が後退することがないように検討しております」との議会での市長答弁が基本であること ②学童保育は施設と指導員と保育内容が中心問題であり、市の努力によって施設については公的施設の利用に大きく踏み出すなど一定の評価はしているが、指導員の問題はその採用にあたってこれまでの経験が認められていないことや労働条件が大きく後退するなど現状では納得できないこと ③特に「報酬」は市のいう192万円では現指導員の82%が減収になり、生活が維持できないこと ④学童保育は子どもの安全と生活を守る場であるが常勤職員のいない非常勤職員である、この点は他の非常勤職と異なる職場環境であること ⑤労働時間は、市の方針だと年間1,500時間程度となる。これだと準備時間や打ち合わせの時間が少なくなり、一日保育の子どもに接する時間が短くなること、などと要望しました。

これに対し藤代市長は、事業の概要を説明すると共に、必要な事項については今後とも話し合いに応じていく姿勢を示しました。